

## 高崎市及び群馬郡榛名町の廃置分合に伴う地域審議会設置等に関する協議

(趣旨)

第1条 この協議は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第22条第1項及び第2項の規定に基づき、地域審議会(以下「審議会」と)の設置並びに組織及び運営に関する必要事項を定める。

(設置)

第2条 次の表左欄に掲げる区域に同表右欄に掲げる審議会を設置する。

区 域	名 称
廃置分合前の群馬郡榛名町の区域	高崎市榛名地域審議会

(設置期間)

第3条 審議会は平成18年10月1日から平成28年3月31日まで設置する。

(所掌事務)

第4条 審議会は廃置分合前の榛名町の区域(以下「対象区域」と)に係る以下の事項及び市長の諮問に於て審議し、答申する。

- (1) 新市基本計画の変更に関する事項
- (2) 新市基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市総合計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 公共施設の設置及び廃止に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は対象区域に置かれた支所が所掌する事務及び事業に関する事項並びに対象区域に係る必要と認める事項の審議し、市長の意見を述べよう。

(組織)

第5条 審議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は対象区域に住所有者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募者

(任期)

第6条 委員の任期は2年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間である。

2 委員は再任される。

3 対象区域に住所有者である委員は第1項本文の規定が適用される。

(会長及副会長)

第7条 審議会に会長及副会長を設置し、委員互選による。

- 2 会長は会務総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故又は会長が欠けた場合は代理する。

( 会議 )

第 8 条 審議会の会議 ( 以下「会議」といふ ) は、会長が招集し、委員の三分の一以上の者が会議の招集を請求し、会長は会議を招集する。

2 会議は毎年度開催する。

3 会議は委員半数以上が出席する。

4 会長は会議議長となる。

5 会長は審議上必要と認め、委員以外の者が会議に出席し意見を求めることができる。

6 会議の議決事項は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決する。

7 会議は公開とし、議長が特に必要と認めない限り、公開とする。

( 庶務 )

第 9 条 審議会の庶務は対象区域に亘る支所において処理する。

( 雑則 )

第 10 条 この協定は、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この協定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この協定の施行の日以降最初に委嘱する委員の任期満了に伴い、委嘱する委員の任期は第 6 条第 1 項本文の規定が、当該委嘱の日が平成 22 年 3 月 31 日の期間とする。